



2013年1月31日

各位

会社名 **株式会社マキタ**  
代表者名 取締役社長 後藤昌彦  
(コード:6586、東証・名証第一部)  
お問合せ先  
取締役執行役員管理本部長 青木洋二  
TEL(0566)97-1717

## 米国NASDAQ市場における当社米国預託証券の上場廃止申請 および米国証券取引委員会への登録廃止申請に関するお知らせ

株式会社マキタ(本社:愛知県安城市)は、本日開催の取締役会において、米国NASDAQ市場(以下NASDAQ)における当社米国預託証券(以下ADR)の上場廃止、および米国証券取引委員会(以下SEC)への登録廃止の申請を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 上場廃止申請を行う理由

当社は1977年2月、資金調達および米国における知名度向上等を目的に、ADRにて新株発行を行い、NASDAQに上場いたしました。以来、米国証券取引法に基づく開示義務への対応、米国会計基準による連結財務諸表の作成、米国企業改革法(米国SOX法)の求める内部統制の構築を通じて、積極的な情報開示に努めてまいりました。

一方、日本の証券市場の国際化が進展し、外国人投資家の日本市場での株式取引が大幅に増加したことや、日本の法令改正などにより日米における開示や内部統制に関する規制の差異解消が進展したことなど、証券市場を巡る環境には大きな変化がありました。

今般、当社はこれらの環境変化を踏まえた上で、NASDAQにおける当社ADRの取引高が少ないことなどから、上場を継続する経済的合理性が低下したと判断し、NASDAQ上場廃止およびSEC登録廃止の申請を行うことを決定いたしました。

#### 2. NASDAQ以外の上場取引所(上場を継続する取引所)

東京証券取引所、名古屋証券取引所

#### 3. NASDAQ上場廃止およびSEC登録廃止に関する日程

2013年4月上旬 NASDAQに対し上場廃止を通知

4月中旬 SECにNASDAQ上場廃止およびSEC登録廃止のための申請書(Form 25)を提出

4月下旬 NASDAQ上場廃止

米国証券取引法に基づく継続開示義務を終了させるための申請書(Form 15F)を提出。

なお、Form 15F提出により、当社の米国証券取引法に基づく継続開示義務は一旦停止されます。

7月下旬 継続開示義務の終了(Form 15F提出後90日以内にSECから異議通知がなかった場合)

#### 4. 今後の見通し

NASDAQ上場廃止後も、当社は米国におけるADRプログラムを継続する予定であり、引き続き米国の店頭市場において当社ADRの取引は可能です。SEC登録廃止により年次報告書(Form20-F)を含む米国証券取引法に基づく開示義務は終了いたしますが、当社の連結財務諸表は過去の開示情報との比較可能性を確保するため引き続き米国会計基準に基づいて作成し、当社ホームページ上にて英文による開示を継続いたします。

#### 5. 当社ADRに関するお問合せ先

The Bank of New York Mellon (米国)

電話番号: 1-888-BNY-ADRS (1-888-269-2377、米国内通話無料)

1-201-680-6825(米国外から)

ウェブサイト: [www.adrbny.com](http://www.adrbny.com)

E-mail: [shrrelations@bnymellon.com](mailto:shrrelations@bnymellon.com)

営業時間は米国東部時間の平日午前9時から午後5時まで

以上